

# 大磯町立国府小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日

平成 27 年 8 月 26 日改訂

平成 31 年 3 月 25 日改訂

令和 2 年 4 月 20 日改訂

令和 3 年 4 月 19 日改訂

令和 6 年 4 月 5 日改訂

令和 7 年 3 月 31 日改訂

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

したがって、本校では「国府平和宣言」のもとに、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを、認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切に、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られることができるように、学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(いじめ防止に向けた姿勢)

本校のめざす子どもの姿「聴くことができ、自分から粘り強く取り組む子ども」「あいさつができ、心豊かで助け合う子ども」「外遊びができ、進んで運動する子ども」の実現に向けて学校全体で取り組む中で、「いじめを許さない学校づくり」を推し進め、学校が「思いやりの心を育む人間教育の場」となるようにします。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、事実確認及び問題の解消に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・人権を尊重し、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、児童がいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。
- ・けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・児童会で自主的に行う「いじめ暴力防止」の活動や「あいさつ運動」を支援します。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくため、家庭との連携を密にしていきます。
- ・学校行事やボランティア活動等を通して、保護者並びに地域の方々との連携を深め、地域で児童を共に見守っていく体制づくりに努めます。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施します。
  - ① 生活アンケート調査 (学期に 2 回程度)
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるように、相談体制の整備を行います。
  - ② 教育相談日の設定 (毎月)
  - ③ 個別面談 (7 月) の実施
  - ④ 教育相談窓口の設置と周知
  - ⑤ 関係機関との連携 (教育支援室、教育研究所、子育て支援総合センター、等)
- ・相談事案は、< いじめ防止・対応委員会 >を通して、組織的に対応し、解決を図ります。
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を、年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図ります。
  - 教育相談校内委員会 (毎月)

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- ・児童がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかに事実の確認をするとともに、支援・指導を適切かつ迅速に行います。

- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、管理職に報告するとともに、複数の職員ですみやかに事実の有無の確認をします。
  - ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童・保護者に対する支援をするとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った児童への指導と、その保護者への助言を継続的に行います。
  - ・いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送れるように、配慮していきます。
  - ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
  - ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
  - ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
  - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
  - ・いじめが謝罪をもって解消している状態を安易に判断することなく、いじめを受けた児童及び行った児童の状況をきめ細かく把握します。
- (4) インターネット上のいじめへの対応  
 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育や研修会等必要な啓発活動を行います。
- また、生活アンケート調査に、インターネット上のいじめに関する必要項目を設け、早期発見に努め、その解消を図ります。

### 3 < いじめ防止・対応委員会 >の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、< いじめ防止・対応委員会 >を設置し、学期に1回程度開催します。  
 いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

(1) < いじめ防止・対応委員会 >の構成

構成メンバー ( 校長、教頭、教務主任、教育相談コーディネーター、児童指導担当、学年主任、該当学級担任、養護教諭 等)

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告 (町教育委員会、県教育委員会へ)

### 4 重大事態への対応 <いじめ調査委員会>の設置

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会の緊急支援を受け、< いじめ調査委員会 >を設置し、迅速に調査・対応に着手します。

(1) < いじめ調査委員会 >の構成

構成メンバー ( 校長、教頭、教務主任、教育相談コーディネーター、児童指導担当、学年主任、該当学級担任、養護教諭、臨床心理士、社会福祉士 等)

※事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

(2) 活動内容

○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
  - ・大磯町教育委員会への調査結果報告
- 〔 調査結果の報告について、いじめを受けた児童やその保護者が所見をまとめた文章の提出を希望〕  
 する場合は、調査結果に添えて提出。

### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価項目に加え、適正に本校の取組みを評価します。